平成２２年（フ）第１６０号
新潟県南魚沼市八幡16番地１
債務者　杉山　みほ
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
新潟県小千谷市真人町丙946番地２
債務者　渡辺　直子
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
新潟県魚沼市吉水537番地
債務者　関　　光義
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
新潟県長岡市土合５丁目６番１号
債務者　今井　直人
１　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
静岡県御殿場市西田中１番地　フォーブル岳陽105
債務者　松原　　誠
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３８号
静岡県沼津市今沢443番地の１　今沢雇用促進２―104
債務者　山田　　薫
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
静岡県駿東郡清水町柿田244番地の７　ベルテサンモール203
債務者　日向加代子
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
静岡県裾野市千福533番地
債務者　横山　綾子
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
静岡県伊東市玖須美元和田727番地の889
債務者　古野美佐子
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
静岡県伊豆の国市原木149番地
債務者　青野由美子
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７０号
静岡県三島市光ケ丘・２丁目・20番地の１　市営光ケ丘住宅Ｄ―406
債務者　尾川　　香
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
静岡県御殿場市東田中1959番地の41　ロイヤルスウェーデンテラス102
債務者　小島　　響
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２３号
札幌市清田区美しが丘５条６丁目７番11号
債務者　石塚　成子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０５１号
札幌市中央区北６条西28丁目２番２―405号
債務者　成澤美由紀
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１４号
札幌市豊平区西岡３条６丁目９番２号　西岡３・６マンション５号
債務者　今野　昭三
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１５号
札幌市豊平区西岡３条６丁目９番２号　西岡３・６マンション５号
債務者　今野　静子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３７号
札幌市南区澄川４条８丁目11番１号　ハイツ知名101
債務者　合田　忠夫
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部